

新	旧
<p>第6章 通関</p>	<p>第6章 通関</p>
<p>第2節 特殊輸出通関</p>	<p>第2節 特殊輸出通関</p>
<p>( 旅具通関扱いをする輸出貨物 )</p> <p>67 2 7 次に掲げる貨物については、後記67 2 8 ( 旅具通関扱いをする貨物の輸出申告 ) の定めるところにより、旅具通関扱いをするものとする。</p> <p>(1) 本邦から出国する旅客又は船舶若しくは航空機の乗組員が携帯 ( 別送を含む。 ) して輸出する貨物 ( 前送貨物の場合にあつては、旅券等により出国することが確実と認められるときに限り、後送貨物の場合にあつては、本人出国後6カ月以内に後送されるものに限る。 ) で、次に掲げるもの ( <u>自動車 ( 自動二輪車及び原動機付自転車を含む。以下この項において同じ。 )</u>、<u>船舶及び航空機を除く。</u> )</p> <p>イ及びロ ( 省略 )</p> <p>(2) 船長、機長又は出国者に託して輸出される貨物 ( 託送品 ) で輸出貿易管理令の規定による輸出の許可又は承認を要しないもののうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 受取人の個人的使用に供されるもの又は総価額が30万円程度以下のもの ( <u>自動車、船舶及び航空機を除く。</u> )</p> <p>ロ ( 省略 )</p> <p>ハ 総価額60万円以下の無償の商品見本又は宣伝用物品 ( <u>自動車、船舶及び航空機を除く。</u> )</p> <p>ニ及びホ ( 省略 )</p> <p>(3) ( 省略 )</p>	<p>( 旅具通関扱いをする輸出貨物 )</p> <p>67 2 7 次に掲げる貨物については、後記67 2 8 ( 旅具通関扱いをする貨物の輸出申告 ) の定めるところにより、旅具通関扱いをするものとする。</p> <p>(1) 本邦から出国する旅客又は船舶若しくは航空機の乗組員が携帯 ( 別送を含む。 ) して輸出する貨物 ( 前送貨物の場合にあつては、旅券等により出国することが確実と認められるときに限り、後送貨物の場合にあつては、本人出国後6カ月以内に後送されるものに限る。 ) で、次に掲げるもの。</p> <p>イ及びロ ( 同左 )</p> <p>(2) 船長、機長又は出国者に託して輸出される貨物 ( 託送品 ) で輸出貿易管理令の規定による輸出の許可又は承認を要しないもののうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 受取人の個人的使用に供されるもの又は総価額が30万円程度以下のもの</p> <p>ロ ( 同左 )</p> <p>ハ 総価額60万円以下の無償の商品見本又は宣伝用物品</p> <p>ニ及びホ ( 同左 )</p> <p>(3) ( 同左 )</p>
<p>( 旅具通関扱いをする貨物の輸出申告 )</p> <p>67 2 8 旅具通関扱いをする貨物の輸出申告については、次によるものとする。</p> <p>(1) 本邦から出国する旅客又は船舶若しくは航空機の乗組員 ( 以下、この項において「旅客等」という。 ) が携帯して輸出する貨物については、口頭による申告とする。ただし、旅客等が再び本邦に持ち込む外国製品を携帯輸出する際には、乗組員にあつては「外国製品持出確認票」( C 5330 ) により、旅客にあつては税関で定める適宜の様式により、税関の確認を受けさせるものとする。</p>	<p>( 旅具通関扱いをする貨物の輸出申告 )</p> <p>67 2 8 旅具通関扱いをする貨物の輸出申告については、次によるものとする。</p> <p>(1) 本邦から出国する旅客又は船舶若しくは航空機の乗組員 ( 以下、この項において「旅客等」という。 ) が携帯して輸出する貨物 ( <u>自動車 ( 自動二輪車及び原動機付自転車を含む。以下、この項において同じ。 )</u>、<u>船舶及び航空機を除く。</u> ) については、口頭による申告とする。ただし、旅客等が再び本邦に持ち込む外国製品を携帯輸出する際には、乗組員にあつては「外国製品持出確認票」( C 5330 ) により、旅客にあつては税関で定める適宜の様式により、税関の確認を受けさせるものとする。また、<u>旅客等が携帯して輸出する自動車、船舶及び航空機については、「輸出・輸入託送品 ( 携帯品・別送品 ) 申告書」( C 5340 ) 2通 ( 原本、許可書用 ) を提出することにより申</u></p>

新旧対照表

(関税法基本通達)

新	旧
(2) ~ (4) (省略)	<u>告させ、輸出を許可したときは1通を許可書として申告者に交付する。</u> (2) ~ (4) (同左)